

令和3年度、4年度、5年度油圧自動盤木の点検整備及び修理に係る
契約希望者募集要項（公募）

次の契約を希望する方は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

契約担当官等

大湊地方総監部経理部長

記

1 調達予定品目

令和3年度、4年度、5年度油圧自動盤木の点検整備及び修理（対象機器等については別表のとおり。）

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

（3）防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（4）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

（5）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。

ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

（6）第1項に関する項目について、令和元・2・3年度防衛省競争参加資格（全省

庁統一資格) の、東北地域競争参加資格を有している者であること。

- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 当該役務を履行するにあたり、必要な次の体制及び能力を有すること。
 - ア 当該機器が必要とする規格、品質に適合した履行が可能である者
 - イ 当該役務に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有する者
 - (ア) 一般管理：安全、工程管理、品質保証に関する能力
 - (イ) データ管理：当該役務における結果記録、データ管理及び各種報告書作成に関する能力
 - ウ 専用治工具類（トリマー荷重テスト用架台 50t 用を含む。）を有する者
 - エ 当該機器に故障等の不具合が発生した場合、速やかに不具合箇所を調査し、修理できる者
 - オ 当該機器の純正部品（製造会社が使用を保証した部品）の入手が可能である者
- (9) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (10) 当該役務の一部を下請企業に委託する場合は、本項第8号及び第9号の項目を満たすこと。

3 応募方法及び資料の提出

- (1) 応募する者は、別紙様式「参加表明書」に、次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を添付し、提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略又は書面をもって代えることができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。
 - ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
 - イ 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあたっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

- ウ 前項第8号に規定する体制及び能力を証明するライセンス等の書類（下請企業を含む。）
 - エ 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
 - オ 直近の過去5年間における修理実績（実績がない場合は省略可）
 - カ 前項第9号の規定を証明する書類、若しくは誓約書
- （2）対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

4 参加表明書及び技術資料の提出先等

（1）提出先

海上自衛隊大湊地方総監部経理部契約課審査係
〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1
0175-24-1111（内線2253）

（2）提出期間

令和3年7月21日（水）～令和3年8月18日（水）午後4時45分

なお、上記の期間に係わらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

（3）募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

（4）提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

（5）提出部数

参加表明書2部、技術資料1部

5 技術資料の審査

技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊等の担当者から提出資料について説明を求められた場合及び追加資料の提出を求められた場合には、協力しなければならない。また、技術資料の確認等のために協力依頼があった場合には、事業所等への立ち入りを含め協力しなければならない。

6 審査結果の通知

技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適當と認められた者に対しては、公募結果合格の通知を行う。その他の者に対しては公募結果不合格の通知を行う。

7 疑義の申し立て

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について公募結果不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てを行うことができる。
- ア 窓口：大湊地方総監部経理部契約課審査係
イ 時間：直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。
- ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
イ 正当な理由がなく、資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。
ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。
エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
ク 公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの契約担当官等に行うことができる。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大湊地方総監部經理部長 殿

(株)〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇〇 印

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

1 公示番号

大監公示第7号（令和3年7月21日）

（第1項に示す調達予定品目中、応募する項目を記入）

2 対象機器等

| 番号 | 名 称 | 型式等 | 製造会社 | 区 分 | | 備 考 |
|----|-----|-----|------|----------|----|-----|
| | | | | 点検 整備 | 修理 | |
| | | | | | | |

※ 対象機器等の記載に際しては、別紙を用いて作成しても差し支えありません。

※ 一部制限又は条件がある場合は、その旨を備考欄に記載して下さい。

- 添付書類： 1 資格審査結果通知書（写し）
2 会社の財政状況・経営成績を証する書類
3 ○〇〇〇

7」
別 表

対象機器等

| 番号 | 名 称 | 型式等 | 製造会社 | 区 分 | | 備 考 |
|----|--------|--------------------------|----------|----------|----|-----|
| | | | | 点検 整備 | 修理 | |
| 1 | 油圧自動盤木 | IHIトリマー 50T／30T-153 型 | (株) I MC | ○ | ○ | |